



輝く介護

第2号

2003年(平成15年)
6月9日発行

特定非営利活動法人 かまくら地域介護支援機構
連絡事務所 〒247-0061 鎌倉市台2-8-1 台在宅福祉サービスセンター内
Tel.0467(46)0788 Fax0467(46)0059

ケアマネジャーに期待する ケアプランづくり —ケアマネジャーの重要性—

介護保険のスタートとともに新しい職業として誕生したのがケアマネジャー(介護支援専門員)です。ケアマネジャーは介護保険のサービスを必要とする高齢者が在宅で生活するうえで、利用者の介護度に応じて、利用者や家族の意向を伺いながら、適切なサービスを生活状況に応じて提供できるように、1ヶ月ごとにケアプランを作成します。

制度が発足して初めての改定が今年4月に行われましたが、質の高い居宅介護支援(ケアプラン作成の仕事)が重要視され、その評価を受けることになりました。なぜならばケアマネジャーは介護サービス提供の専門職としての視点で、利用者が当面する介護上の生活課題を把握し、適切なサービスを利用者に情報として提供するとともに、利用者のサービス利用の決定をサポートし、サービス事業者との調整をしていく重要な役割を担っています。

利用者の立場に立った適切なケアプランは、利用者や家族にとっての介護上の生活課題を

改善し、Q.O.L(生活の質)を高めていく効果をもたらします。

今回の改訂では、居宅介護支援の質を高めるためにケアマネジャーは仕事をする上で、いくつかの要件が求められています。それは介護保険とともに登場した新たな職業の専門性を確立する上で必須の条件であり、現場で仕事をするケアマネジャーにとっても超えなければならないハードルでもあります。4月の改定以来、急激に仕事の内容量が増えたケアマネジャーの事情もあって、新規の利用者にご迷惑をかけるケースが間々ありました。一日も早く混迷のときを抜け出して、パワーアップした大勢のケアマネジャーによって、適切なケアプランを作成してくださることを期待しています。

力量のあるケアマネジャーの存在は、鎌倉で生活する高齢者にとって、人生を終える最後の日まで安心してその生活を委ねることが出来、人々が充実した日々を送るために重要な役割を果たしてくれるでしょう。

かまくら地域介護支援機構ってなあに

昨年9月に、特定非営利活動法人としての法人格を取得した「かまくら地域介護支援機構」は、市民と介護保険サービス事業者が会員となり、介護保険サービスの質の確保・向上や情報提供の充実などを目的とした事業を行っています。NPO法人となる前は、任意団体と

して平成11年5月の発足から居宅介護支援事業者マップの発行、利用者満足度調査、介護保険サービスの苦情相談室の運営などに取組んできました。

「輝く介護」は、法人格を取得したときに創刊号を発行し、今号は2号目です。時節ごとの情報や、支援機構の取組みを掲載していきたいと考えています。

平成 14 年度の実施事業から

☆居宅介護支援事業者マップの改定

市内のケアマネジャーのいる事業所(居宅介護支援事業者)の位置や連絡先が掲載されたマップを改定しました。市が要介護認定決定通知を発送するときと同封されますが、ご希望の方は各行政センターや在宅介護支援センターにもありますのでご利用ください。

☆介護保険サービス利用者アンケートの実施

平成 14 年 10 月に、施設サービス利用者を除く要介護認定者 800 人を対象に調査を実施しました。調査結果については、別刷りでお知らせします。

☆鎌倉福祉資源ネット事業の実施

「いきいき生活プロジェクト」と銘打ち平成 14 年7月から 15 年3月の間、全国社会福祉協議会の受託で実験を行いました。支援機構では、

以前よりケアマネジャーが地域のインフォーマルな福祉サービスの情報を得にくく、十分にケアマネジメントに組み込めないという問題意識を持っていました。そこで、今回の実験では、「やります」「お願いします」情報を「プラットフォーム」という掲示板に出し、サービスの結び付けを試みました。

平成 15 年度の事業予定から

☆ヘルパー研修

7月～11月(申込は6月10日消印まで)

☆市民公開講座

6月8日(日)「介護保険 上手に使っていますか」

☆介護保険サービス利用者アンケート

☆ホームページリニューアル

施設紹介 老健ぬかた



鎌倉市にある4つの老人保健施設のひとつ、「老健ぬかた」は今年4月1日に開設されました。5月10日現在45名(定員62名)が入所して介護を受けています。

看護長の岩本照子さん(写真右)に施設についてのお話をうかがいました。「利用者の方が主体となって生活し、人間としての尊厳を尊重で



きるよう支援することを心がけています。そのため日々の過ごし方をすぐに強制したりせず、ケアプランは1、2週間の観察の後に立てるようにしています。」目配り、気配り、思いやりを大切にするという方針のもと25名のスタッフが働いています。平日にはリハビリテーション担当の理学療法士が常駐しており、各人に合わせた機能訓練を提案しています。5月1日からはデイケアも始まりました。それぞれの希望に沿ったケアを提供することを目指します。「ご家族の方にも助言などを行いながら協力していただき、利用者ができる限り暮らしやすく、健康を維持できる環境を整えられればと思っています。」できたばかりの館内は明るく、窓からは大町の豊かな緑が見られます。忙しく立ち回るスタッフの皆さんの雰囲気からは新たな意気込みが伝わって来るようでした。



介護保険の利用者数 1.8倍に

平成12年4月に介護保険制度が本格スタートしてから今年4月でまる3年になりました。この間に、全国の要介護認定者数は約1.5倍に、介護サービス利用者数は約1.7倍に増えました。鎌倉市では、65歳以上の高齢者数は約1割増えましたが、要介護認定者、サービス利用者数とも約1.8倍に増えています。介護保険が広く知られてきたといえるのではないでしょうか。

認定者数と利用者数の推移



15年度の改定点は？

介護保険制度は3年ごとの見直しが定められており、今回は初めての見直しになります。大きな改定点は2つで、1つは要介護認定システムの改正で、もう1つは介護報酬の見直しです。

要介護認定システムの改正

制度開始以来、痴呆性高齢者の認定については、十分な考慮がされていないなど問題が多いと言われていました。

今回の改正では、調査員が行う調査項目の一部と、コンピューターによる分析方法の流れが変わりました。また、認定審査会での資料として、運動能力の低下していない痴呆性高齢者の指標や要介護度変更の指標などが新たに設けられました。今までも痴呆性高齢者については、調査員の聞き取り調査での特記事項

などをもとに認定審査会で判定されてきましたが、今回の改正で、より公平性をもって判定ができるようになったといえるでしょう。

介護報酬の改定

介護保険では、それぞれのサービスごとに報酬単位数が定められています。これを基に、サービス提供事業者には保険から9割が支給され、その残り(1割)を利用者が負担する仕組みになっています。国の説明によれば、今回は、「賃金・物価の下落傾向、介護保険施行後の介護事業者の経営実態を踏まえ、保険料の上昇幅をできる限り抑制する方向で、2.3%のマイナス(住宅は0.1%のプラス、施設は4.0%のマイナス)の改定」を行ったといえます。

主な報酬見直しの内容

- ・ 質の高い居宅介護支援(ケアマネジャーの仕事)を評価する。
- ・ 訪問介護の区分を、身体介護と生活援助とにする。
- ・ 通所リハビリテーションで個別リハビリの報酬を新設。
- ・ 居宅療養管理指導の月限度回数の増加(医師・歯科医師が2回になるなど)。

利用者への影響

報酬単価は、高くなったものも低くなったものもあるので、一概に利用者負担が高くなるとはいえません。まだ、ケアマネジャーから変更の説明を受けていないかたは、説明をもらうとよいでしょう。

今までも、ケアマネジャーは介護保険の大事な案内役でしたが、今回の見直しではケアマネジャーの仕事が厳密に位置付けられ、今まで以上に重要な役割となります。あなたとケアマネジャーとの「いい関係」がよい介護サービスを生むといえそうです。

介護保険サービスの 苦情相談室

お気軽にお電話ください
月・水・金 9:00~16:00
☎ 0467(46)0016

相談員は介護保険サービス利用者が、提供側への直接交渉でトラブルが生じた場合の、問題解決のための仲介役。言わば、利用者が施設やサービス提供事業者、行政に直接言いにくい苦情(疑問や不安)に耳を傾け、利用者とサービス提供側との『橋渡し役』を担います。

平成14年度 苦情相談の主な内容

平成14年度に苦情相談室に寄せられた相談件数は88件で、そのうち37.5%がサービスに関するもの、18.2%が制度全般でした。この中から、数件ご紹介します。

Q.母の介護について詳しく相談したいので近くで話を聞いてくれるところを紹介してほしい。
A.近くの支援センターの住所・電話を紹介しました。

Q.ヘルパーの都合が悪く来れない。代わりが来ると連絡があったがその後連絡がなく不安。
A.ケアマネの事業所がわかったので相談室から本人の不安を伝えました。

Q.ヘルパーにお金の出し入れや金銭の授受の代理を頼むことが出来るか。
A.出来ません。地域福祉権利擁護事業を利用すると出来ます。

Q.住宅改修のアフターサービスに、施工大工が修理に来てくれない。
A.施工責任者に連絡し、利用者が困っている事情、早急に修理に応じるように伝え、了承を得ました。

Q.ホームヘルプの身体介護、家事についてケアマネが一方的に決めてしまう。利用者から希望を言っただけではいけないのか。7時~9時、16時~18時の利用料はどうか。
A.ケアマネと話し合うことを助言しました。料金は7時から25%増しで、16時~18時は通常料金です。

Q.ショートステイで希望の施設が取れない。何とかして欲しい。
A.緊急な場合でも、施設を限定すると取れません。とりあえず、空いている施設を利用してください。

Q.半年前に認定を受けたときより悪くなって、姉弟で看きれない。どうしたらよいか。
A.ケアマネを決めサービスを受けると、認定の変更申請を助言しました。

Q.要介護1から3になった母はデイサービスを利用していたが断られた。自分は手術後で安静第一なのに、ケアマネも施設も理解してくれない。
A.ケアマネと施設に連絡。事業者が苦情者と話し合い、デイとショートを利用できるようにになりました。

苦情相談室では、上記の電話・来所による苦情相談の受付のほかに、相談員が施設を訪問し利用者のお話を伺いました。訪問した施設は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、通所介護サービス施設(デイサービス)、介護老人保健施設の計7箇所で、延べ96回訪問しました。